

出生前の保育所等利用申請に係る同意書 (令和9年2月入園)

- 1 令和9年2月入園の申請対象となるのは、令和8年12月6日までに生まれた児童です。出生日が令和8年12月7日以降になった場合は、出生前申請をしても令和9年2月入園の利用調整の対象にはなりません。
- 2 出生後に保育入園調整課への申請が必要です。出生後14日以内に出生届の手続きを完了し、保育入園調整課に「保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書（出生に伴う申請書）」の提出が必要です。提出がなかった場合は令和9年2月入園の利用調整の対象となりません。
- 3 出生後の児童の健康状況について、内定した場合であっても、面接・健康診断の結果、入園できない場合があります。
- 4 提出された書類と事実に相違があった場合には、内定取消となります。

年 月 日

品川区長 あて

上記内容について、同意します。

現住所

保護者氏名